

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会
中山会長殿、委員各位
事務局関係各位

報告案に対する意見

2009年11月21日
委員 加藤 幹之

1. はじめに

都合により、第10回会合に出席できませんので、書面にて意見を述べさせていただきます。

まず、各回での会長、委員各位のご尽力、報告の取り纏めに対する事務局のこれまでのご尽力に敬意を表します。本調査会では、デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について、各委員の意見や参考人ヒアリング等を通じ様々な観点から議論がなされ、今後の具体的な制度設計を検討する際に大変有意義であったと考えております。

以下、報告「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」の最終取り纏めにあたり、報告案の記述につき意見を申し述べます。

2. 意見

(1) 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入について

報告案の記述を支持します。

著作権を含めた知的財産制度の課題は、権利の保護と利用の促進をいかにバランスさせていくかということであって、技術の進展や産業の動向に応じて、すみやかに対応していくべきものであることには異論はないものと考えております。その意味で、著作物の利用において、現行法の下では、形式的に著作物の複製行為であると評価されるものであっても、実際には権利者の利益を不当に害することが考えられない態様の行為が想定されます。現行著作権法の個別列挙方式では、権利の保護と著作物の利用の促進の調整がうまくできない可能性があります。技術の進歩に伴う法改正により対応することでもある程度対応可能であるとしても、昨今の急激な技術革新に対して迅速に対応できるか疑問であるばかりか、新規に事業を開始する者に対して萎縮効果をもたらす恐れも考えられます。とりわけ、インターネットを活用しコンテンツの利用を伴う新たなサービス・ビジネスの展開において、米国の状況に比較して、わが国におけるビジネス展開がうまくいかないことの一つの理由となっているとも考えられます。したがって、一般規定の導入を提言することは、高く評価されるべきものであり、検討の推進を強く望むものであります。

一方で、権利者団体より、権利制限の一般規定を設けることに対する懸念が表明されています。その懸念を拝見すると、今後検討が期待される当該条項において、権利制限の具体的要件を工夫することにより、懸念を払拭できるものと考えられます。

したがって、「個別の限定列挙方式による権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入することが適当」とし、併せて一般規定の規定振りとして具体的考慮要素を掲げるべきとする報告案の結論は、現状の課題を適切に踏まえたものであると考えます。

(2) コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について

報告案の記述の修正を要望します。

これまでの本調査会の議事において行われた検討および関係者からのヒアリングを通じ、技術的な制限手段の回避に対する規制を見直すべきとする明確なニーズについて、必ずしも委員間に共通理解ができてはいないと考えます。ユーザによる違法ゲームソフトの利用が蔓延していることに対して関係者から対策を要望されたことも事実ですが、技術的な制限手段の回避にかかる現行制度の実効性が否定されたわけではないことも事実です。したがって、報告案において、「現行制度の実効性の検証を行い、・・・規制の在り方を見直し・・・何らかの措置を講ずることが必要である」（下線は事前配布の報告案による）とするのは、現行法で規制の及ばない被害実態が明確に示されていないにもかかわらず「見直し」に踏み込むことになり、本調査会の議論の結論として適切ではないと考えます。報告は、「現行制度の実効性の検証を行い、当該検証の結果、必要に応じ規制見直しの検討を行う」とするのが、適切であると考えます。

(3) インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について

報告案の記述を支持します。

いわゆるカラオケ法理を援用した裁判例により、プロバイダ等の事業者としては、権利侵害主体に擬制されることに伴う差止リスクに加え、プロバイダ責任制限法制により責任制限が確保されている損害賠償責任についてもリスクに直面することになり、新たな事業開発や技術革新が阻害されているといえます。

報告案では、プロバイダと著作権者との「自主的な取組を発展させることと併せて」、「制度上の見直しについても検討を行い」とし、検討される案の例として、損害賠償責任の制限範囲や差止請求の範囲の見直しが挙げられており、これらリスクを排除するための制度の在り方が検討されるものと期待されます。

なお、技術的な侵害防止措置の導入の義務付けも検討対応案の例に挙げられています。権利侵害の事後的対応を基本とする制度から、事前抑止措置を強制する制度に政策転換されることにもなりますので、導入の義務付けには反対ですが、本調査会での権利者からの要望にあることであり、報告案にあるように、今後の検討に付すことには反対は致しません。

以上